

平成22年2月18日

各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
株式会社建設技術研究所
代表取締役社長 大島 一哉
(コード番号 9621 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 栗田秀明
電話 03-3668-0451

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営と執行の役割の明確化および意思決定の迅速化を目的に、執行役員制度を導入いたします。これにともない、取締役の員数を22名以内から12名以内に変更するものであります。
(現行定款第17条)
- (2) 社長を代表取締役から選定することを明確にするとともに、執行役員制度導入にあたり、役付取締役のうち取締役副社長、専務取締役および常務取締役を廃止するものであります。
(現行定款第21条)

2. 変更の内容

別紙「定款変更案」のとおり

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年3月25日(予定)
定款変更の効力発生日 平成22年3月25日(予定)

以上

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第17条 取締役は、<u>22</u>名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第17条 取締役は、<u>12</u>名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議によって取締役の中から社長1名を選定する。また、取締役会長1名、<u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役</u>を各若干名選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議によって<u>代表</u>取締役の中から社長1名を選定する。また、<u>取締役</u>の中から取締役会長1名を選定することができる。</p>